

令和 6 年度

藤井寺市健康づくり推進協議会資料

藤井寺市健康づくり推進協議会

案件（１）

令和５年度 保健事業実績報告について

- I. 母子保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～5
- II. 健康増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6～9
- III. 介護予防事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10～11
- IV. 予防接種事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12～13
- V. その他保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

令和5年度 母子保健事業 実績

◎母子保健事業… 目的：母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。（母子保健法 第1条）

1. 健康診査（母子保健事業）

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和4年度実績	実施方法等
1 妊婦健康診査	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血やその他の合併疾患のチェックを行い、流産、死産、未熟児出生等を予防する。	妊婦	延5,880人	延4,523人	延4,625人	母子健康手帳発行時に妊婦健康診査受診券を交付し、医療機関、助産院により実施した。
2 妊婦歯科健康診査	妊娠中は体調や生活習慣の変化で、歯周疾患に罹患しやすくなるため、歯科健康診査を行い、予防や早期発見・早期治療を図る。	妊婦	392人	147人	145人	母子健康手帳発行時に妊婦健康診査受診券を交付し、市内実施歯科医療機関により実施した。
3 産婦健康診査	出産病院等において、産後2週間と1か月の2回、問診・診察・エジンバラ産後うつ病問診票等を行い、産後うつの予防、新生児への虐待予防等を図る。	産婦	実387人 延774人	実371人 延662人	実380人 延542人	母子健康手帳発行時に産婦健康診査受診券を交付し、医療機関、助産院により実施した。
4 乳児一般健康診査	乳児の疾病予防、早期発見を行うとともに乳児の健康の保持増進を図る。	1歳未満の乳児	370人	361人	372人	母子健康手帳発行時に受診票を交付し、委託医療機関により実施した。
5 乳児後期健康診査	乳児の疾病予防、早期発見を行うとともに乳児の健康の保持増進を図る。	9か月～1歳未満の乳児	369人	340人	375人	4か月児健康診査時に受診票を交付し、委託医療機関で実施した。
6 4か月児健康診査	4か月児の疾病予防、早期発見を行い保護者への指導を通じて乳児の健全育成を図る。	4か月児	374人	371人 受診率：99.1%	391人 受診率：98.2%	保健センターにおいて、問診、身体測定、内科診察、保健指導等を実施した。

令和5年度 母子保健事業 実績

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和4年度実績	実施方法等
7 1歳6か月児健康診査	1歳6か月児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	1歳6か月児	382人	379人 受診率:99.2%	397人 受診率:97.5%	保健センターにおいて、問診、身体測定、内科診察、歯科診察、う蝕活動性テスト、保健指導及び必要な児に対し心理・栄養相談を実施した。 食育推進のため手作りおやつのリーフレットの配布を実施した。
8 2歳6か月児歯科健康診査	う蝕の急増期である2歳6か月児及びその保護者に対し、う蝕等の歯科疾患の予防を図る。	2歳6か月児	400人	364人 受診率:91.0%	367人 受診率:92.4%	保健センターにおいて、歯科診察、う蝕活動性テスト、保健指導等を実施した。
9 3歳6か月児健康診査	3歳6か月児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	3歳6か月児	396人	372人 受診率93.9%	415人 受診率:95.1%	保健センターにおいて、問診、身体測定、尿検査、屈折検査、内科診察、歯科診察、う蝕活動性テスト、保健指導等を実施した。、視力・聴覚アンケート、保健指導及び必要な児に対し心理・栄養相談を実施した。
10 経過観察健康診査	乳幼児健康診査、相談等において必要と認められた乳幼児に対して疾病の早期発見及び健全な育成を図る。	経過観察が必要と認められた乳幼児	—	すくすく 134人 ふれあい 273人	すくすく 128人 ふれあい 269人	各種乳幼児健診や相談等において、要経過観察と判断された乳幼児に対し、実施した。 すくすく健診…問診、身体測定、内科診察、保健指導、栄養指導等 ふれあい相談…問診、心理相談、保健指導
11 新生児聴覚検査	出産病院等において聴覚スクリーニング検査を行い、難聴児の早期発見・早期支援を図る。	生後1か月未満の乳児	364人	326人	77人	母子健康手帳発行時に新生児聴覚検査受検票を交付し、委託医療機関により実施した。(令和4年10月生まれの児から対象に開始)

令和5年度 母子保健事業 実績

2. 教室(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	実績	令和4年度実績	実施方法等
1 マタニティ教室 プレママ・プレパパ教室	沐浴体験や講義、助産師の相談等を通して親としての意識を高め、母子の健全育成を図る。	妊婦及びその配偶者や家族	土曜日 4回 平日 6回 118人	土曜日 4回 平日 5回 106人	個別での沐浴実習の実施と講義形式での妊娠中の保健、乳児の育児方法等の相談、妊婦体験の実施を保健師・助産師が保健センターで実施した。
2 赤ちゃんルーム	早期からの子育て支援を実施し、母親の育児不安の軽減、地域での孤立化を防止する。また身近な相談の窓口となるよう、様々な母子サービスの情報を提供する。	6か月までの児とその保護者	6回 42組 88人	6回 53組 107人	保健センターにおいて、育児情報の提供、相談、グループワーク等を保健師、助産師が実施した。
3 キッズくらぶ	教室参加を通して保護者の育児不安や育児負担などを軽減し、母子の健全育成を図る。	1歳6か月児健康診査において、保護者が育児上の困難感を感じている親子等	5回×1コースを 2回実施 計 10回 延98人	4回×1コース を2回実施 計 8回 延92人	保健センターにおいて、親子遊びのほか保健指導や相談等を実施した。
4 赤ちゃんクッキング	離乳食の正しい知識を普及し、保護者の育児不安の解消と乳児の健全育成を図る。	生後4～7か月児の保護者	7回 84人	6回 62人	離乳食のすすめ方の講義、調理実習、相談等を管理栄養士が実施した。
5 幼児クッキング	幼児期からの調理体験を通して食への関心を高めることにより、食育推進を図る。	就学前2年間にあたる幼児とその保護者	3回 31人	3回 41人	食生活についての講義、調理実習、栄養に関する紙芝居を管理栄養士が実施した。
6 親子クッキング	学童期から正しい食習慣を身につけることにより、健康の保持増進を図る。	小学生とその保護者	5回 92人	5回 66人	小学生とその保護者にバランスのとれた食事の取り方の指導及び調理実習を管理栄養士が実施した。
7 地域子育て支援事業	地域での子育てを支援する。	乳幼児とその保護者	1回 20人	0回 0人	地域子育て活動拠点にて健康教育を実施した。

令和5年度 母子保健事業 実績

3. 保健指導・その他(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和4年度実績	実施方法等
1 妊産婦・乳幼児保健指導	子育てをめぐる環境の変化に対応しつつ、育児不安の解消等の生活支援を行い、母子の健全育成を図る。	妊産婦・乳幼児とその家族	—	面接・電話 延4,540人 訪問 延1,268人 (こんにちは赤ちゃん事業・産前産後サポート事業・産後ケア事業、子育て世代包括支援センター業務含む)	面接・電話 延3,839人 訪問 延1,128人 (こんにちは赤ちゃん事業・産前産後サポート事業・産後ケア事業、子育て世代包括支援センター業務含む)	支援が必要な妊産婦及び乳幼児とその家族に対し、保健師・助産師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士が面接・電話・訪問による保健指導等を実施した。
2 こんにちは赤ちゃん事業	乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスに結びつける。	生後4か月頃までの乳児のいる家庭	376人	363人 357戸	370人 368戸	生後4か月頃までの乳児がいる全ての家庭に対し、保健師・看護師による訪問指導を実施した。
3 産前産後サポート事業	妊産婦が家庭や地域で孤立することを予防し、出産前後や子育てに関する相談支援を行い、子育て支援に関する不安や悩みを軽減し、妊産婦を支援する。	妊産婦	—	訪問 118人	訪問 101人	助産師による産前産後訪問を実施。本事業に含まれるマタニティ教室・赤ちゃんクッキング・キッズくらぶ・赤ちゃんルームでの助産師・保育士等の育児相談事業は、各事業欄参照
4 産後ケア事業	退院直後に支援が必要な母子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートを行い、産後うつ予防や母乳育児の推進、子育て支援に関する不安や悩みを軽減するなど、安心して子育てができる支援体制の確保を図る。	産婦・乳児	—	ショートステイ 37泊 デイサービス 10日 訪問ケア 延59件	ショートステイ 32泊 デイサービス 1日 訪問ケア 延58件	ショートステイやデイサービスを大阪府助産師会・富田林病院・大阪母子医療センター・PL病院・はびきの医療センター・阪南中央病院・浜田病院に委託して実施。また訪問ケアについては、助産師に委託し実施した。
5 乳幼児健康診査未受診児対応	未受診児の早期把握と児の安全確認を行うことにより、虐待予防及び虐待の早期発見・早期対応を図る。	4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査を未受診の乳幼児	—	未受診対応 4か月 12人 1.6歳 9人 3.6歳 30人	未受診対応 4か月 7人 1.6歳 12人 3.6歳 28人	「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」に基づき実施。児の現認ができない場合は処遇検討会議を実施後、児童虐待担当課へ協力要請・通告する。
6 歯科保健指導(歯科フォロー)	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児歯科健診において、必要と認められた幼児とその保護者に対し、保健指導、フッ素塗布を行い、う蝕等の歯科疾患の予防を図る。	健診のう蝕活動性テストの結果が++以上、う蝕及び処置歯ありの幼児	1.7歳74人 2.7歳97人 3.7歳116人	1.7歳 30人 2.7歳 27人 3.7歳 28人	1.7歳 50人 2.7歳 38人 3.7歳 55人	藤井寺市内の歯科医療機関において、保健指導、フッ素塗布を実施した。

令和5年度 母子保健事業 実績

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和4年度実績	実施方法等
7 母子健康手帳	妊婦に母子健康手帳を交付し、母子の健全育成を図る。 また助産師や保健師が交付時面接することで、妊婦の不安軽減や、ハイリスク者の早期発見を図る。	妊婦	—	362人	420人	交付時、助産師等による全数面接を実施した。
8 ふじいでら子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談支援を行い、必要に応じて支援プランを策定し、関係機関と連携して包括的な支援事業を実施する。	妊産婦・乳幼児とその家族	—	1か所	1か所	妊産婦および乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じて必要な情報提供・助言・保健指導を行い、支援プランを策定して、保健医療又は福祉・子育て支援の関係機関との連絡調整を図ることで、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、子育て世帯の安心感を醸成した。
9 出産・子育て応援事業	妊婦や特に0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ 伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊産婦に対し、経済的支援を一体として実施する。	妊産婦・乳幼児とその家族	—	出産応援分 339人 子育て応援分 349人	出産応援分 579人 子育て応援分 324人	①伴走型相談支援：妊娠届出時の面接、妊娠後期のアンケート、出生連絡票提出時の面接、出産後のこんにちは赤ちゃん事業等の家庭訪問等、妊産婦やその家庭が安心して出産・子育てできるように寄り添った相談を行った。 ②経済的支援：「出産応援ギフト」妊娠届出書提出時の面接終了後、申請書を渡した。「子育て応援ギフト」出生後の家庭訪問終了後、申請書を渡した。 ※ギフトは、ベビー服の購入や産後ケアなど、赤ちゃんや妊産婦の方のために使用してもらう。
10 産婦人科・小児科 オンライン相談事業 (新規事業)	既存の対面を前提としたサポートだけでは届かない不安、孤立感を抱えた家庭が増加している中で、気軽に産婦人科医、小児科医、助産師に相談できる体制構築により、産後うつ重症化や、孤立化、虐待予防を図る。	妊産婦や0歳から15歳未満の子どもとその保護者	—	登録者数 276件 相談件数 685件	—	妊娠期や子育て期の不安解消のため、気軽に産婦人科医、小児科医、助産師に相談できるようアプリやSNSを活用した相談体制の構築を図るとともに、子育て世帯向けの医療・健康情報の配信を行う。

令和5年度 健康増進事業 実績

◎健康増進事業… 目的:国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。(健康増進法 第1条)

1. 健康診査(健康増進事業)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和4年度実績	実施方法等
1 住民健康診査	糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした特定健康診査の内容に加え、住民健康診査の内容を補助的に実施することで、壮年期からの健康についての認識と自覚を高める。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の特定健康診査の対象者、及び後期高齢者医療健康診査対象者	—	8,704人 ※眼底検査 3回116人	8,852人 ※眼底検査 10回 338人	血液検査(貧血・腎機能・炎症反応・肝機能・膵機能等)、尿検査、心電図検査等を藤井寺・羽曳野市内の医療機関で実施した。 また、住民健康診査を受診し、医師が必要と認めた方には、眼底検査を保健センターにおいて集団で実施した。
2 特定健康診査などの対象とならない方の健康診査	特定健康診査などを受診することが出来ない方に、特定健康診査と住民健康診査を合わせた内容の健康診査を実施することで、壮年期からの健康についての認識と自覚を高める。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の方で、特定健康診査の対象者とならない方 1)生活保護受給者 2)医療保険者の変更等で特定健康診査を今年度中に受診できない方	1)1,019人	59人 内訳 1)の方 55人 2)の方 4人	47人 内訳 1)の方 42人 2)の方 5人	特定健康診査及び住民健康診査と同程度の内容を藤井寺・羽曳野市内の医療機関で実施した。
3 特定健康診査非対象者に対する保健指導	対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立て、目標達成ができ、その生活が継続できることを目指す。	健診結果から、生活習慣の改善が必要と判断された方	3人	1人	0人	対象者が生活習慣の改善点に気づき、自ら目標を設定・行動できるよう面接による支援や評価等を実施。
4 肝炎ウイルス検診		40歳の市民で、今までに肝炎ウイルス検査をしたことがない方	—	3人	3人	HBS抗原・HCV抗体検査(血液検査)を行う。また、この検査の結果、中力価・低力価の者のみHCV抗原検査・HCV核酸増幅検査を行う。藤井寺市の医療機関で実施した。

令和5年度 健康増進事業 実績

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和4年度実績	実施方法等
5 胃がん検診	胃がんの早期発見を図る。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の方	39,987人	集団 1,558人 個別 101人 合計 1,659人 受診率 6.6% がん発見者数 1人	集団 1,666人 個別 91人 合計 1,757人 受診率 5.9% がん発見者数 2人	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・胃部レントゲン撮影を行った。休日検診は年2回実施した。 一部負担金 ¥ 500。
6 子宮がん検診	子宮がんの早期発見を図る。	20歳以上(当該年度に20歳到達者を含む)の方(女性) 2年に1回	28,021人	集団 74人 個別 1245人 (頸部・体部含む) 合計 1319人 受診率 11.7% がん発見者数 1人	集団 79人 個別 1272人 (頸部・体部含む) 合計 1351人 受診率 11.5% がん発見者数 0人	保健センター、藤井寺市内の医療機関、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・視診・頸部細胞診・内診を実施した。 必要な方には、体部細胞診を実施した。 一部負担金 ¥ 500。 今年度対象外で前年度未受診の方も、検診実施場所と期間を限定し、受診可能とした。 ※受診率は、がん検診推進事業の受診者数も含み算定
7 乳がん検診	乳がんの早期発見を図る。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の方(女性) 2年に1回	21,604人	集団 1,088人 個別 133人 合計 1,221人 受診率 14.7% がん発見者数 4人	集団 1,043人 個別 216人 合計 1,259人 受診率 14.5% がん発見者数 8人	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・マンモグラフィを実施した。休日検診は年2回実施した。 一部負担金 ¥ 500。 今年度対象外で前年度未受診の方も、検診実施場所と期間を限定し、受診可能とした。 ※受診率は、がん検診推進事業の受診者数も含み算定
8 肺がん・結核住民検診	肺がん及び結核の早期発見を図る。	肺がん:40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の方 結核:65歳以上(当該年度に65歳到達者を含む)の方	39,987人	集団 肺がん 2,258人 結核 24人 個別 130人 合計 2,412人 受診率 4.9% がん発見者数 3人	集団 肺がん 2,354人 結核 13人 個別 109人 合計 2,476人 受診率 5.1% がん発見者数 2人	保健センター、市立藤井寺市民病院、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・胸部X線撮影・喀痰細胞診(必要な方に限る)を行った。休日検診は年2回実施した。 肺がん:一部負担金 ¥ 200(喀痰細胞診 ¥ 500)。 結核:一部負担金なし。
9 大腸がん検診	大腸がんの早期発見を図る。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の方	39,987人	集団 2,390人 個別 223人 合計 2,613人 受診率 5.4% がん発見者数 7人	集団 2,518人 個別 217人 合計 2,735人 受診率 5.9% がん発見者数 3人	保健センター、市立藤井寺市民病院、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・便潜血反応検査(2日法)を実施した。休日検診は年2回実施した。 一部負担金 ¥ 300。

* 各がん検診の ①受診率算定対象年齢 ②受診率算定方法は以下の通り

①受診率算定対象年齢:国保加入者かつ胃:50～69歳、大腸・肺・乳:40～69歳、子宮:20～69歳

②胃がん・子宮がん・乳がんの受診率算定方法 : (「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100

令和5年度 健康増進事業 実績

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和4年度実績	実施方法等
10 がん検診推進事業	がん検診の受診率の向上を図る。	子宮頸がん R5.4.1現在で20歳	328人	集団 0人 個別 33人 合計 33人	集団 0人 個別 26人 合計 26人	対象者にクーポン券を郵送し、契約医療機関・保健センターで実施した。 未受診者へは再勧奨通知を行った。
		乳がん R5.4.1現在で40歳	350人	集団 37人 個別 27人 合計 64人	集団 16人 個別 52人 合計 68人	
		昭和37年生まれの市民	740人	107人	140人	
11 成人歯科健康診査	歯周疾患やう蝕の早期発見を行い、進行抑制及び口腔の健康を図る。	35歳、40歳～50歳及び55、60、65、70歳の方	13,262人	1,363人	1,387人	藤井寺市内の歯科医療機関で問診、保健指導、未処置歯の有無、歯周疾患検査等を実施した。
後期高齢者医療歯科健康診査の対象とならない方の歯科健康診査	歯周疾患やう蝕の早期発見を行い、進行抑制及び高齢期の口腔の健康を図る。	75歳以上の市民で、生活保護を受給されている方	470人	1人	0人	藤井寺市内の歯科医療機関で問診、保健指導、未処置歯の有無、歯周疾患検査等を実施。
12 在宅訪問歯科事業	家庭において疾病等で通院できない市民に訪問歯科健診及び診療を行う。	40歳以上の方で、疾病等で通院できない方	—	0人	0人	歯科医師・歯科衛生士が訪問健診及び診療を実施。
13 在宅障害者健康管理事業	在宅の障害者の健康の保持増進を図る。	15歳～40歳未満の在宅重度障害者で所定の要件に該当する方	118人	在宅障害者 16人 訪問健康診査 0人	在宅障害者 20人 訪問健康診査 0人	藤井寺市内の医療機関において、重度障害者の方の健康診査を実施した。
14 胃内視鏡検査及び乳房超音波検査費用助成事業	胃がん・乳がんの早期発見を図る。	40歳以上の市民で、市の胃がん検診・乳がん検診を受けることが困難な方	—	1人	1人	医療機関で胃内視鏡検査及び乳房超音波検査を保険対象外で受診された方に費用の一部助成を実施。
15 骨粗鬆症検診	骨粗鬆症の要指導・要医療者を発見し、将来の寝たきり等を予防する。	当該年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる女性の市民	2,932人	117人	134人	保健センターにおいて、骨密度測定、要指導・要医療者への保健指導を実施した。

令和5年度 健康増進事業 実績

2. 教室・相談・その他(健康増進事業)

事業名	事業目的	対象者	実績	令和4年度実績	実施方法等
1 健康教育	生活習慣病の予防その他、健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らでつくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。	40～64歳の方又はその家族	集団健康教育 35回 延417人	集団健康教育 35回 延337人	健康運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が、講義や実技を保健センター等で実施した。
2 自主活動支援	健康教室修了者が健康づくりのために行うグループ活動について、会の継続に必要な支援を行う。	健康教室の修了者のグループ	1回	1回	保健師、管理栄養士が相談や情報提供を行い、支援する。
3 健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を図る。	40～64歳の方又はその家族	総合健康相談 104回 104人 重点健康相談 29回 144人	総合健康相談 100回 100人 重点健康相談 35回 167人	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を相談員として市役所健康課で通年実施した。
4 訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族等に対して、保健師等が訪問してその健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの方の心身機能の低下の防止と、健康の保持増進を図る。	40～64歳の方で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる方	実人員 33人 延人員 63人	実人員 37人 延人員 49人	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問し、療養方法・機能訓練方法・看護方法等の指導を実施した。

令和5年度介護予防事業実績

◎介護予防事業… 介護保険法に規定されている地域支援事業に含まれる事業。

要介護状態及び要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の予防を目的として実施する。

1. 一次予防事業（介護予防事業）

目的：地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。

事業名	事業目的	対象者	実績	令和4年度実績	実施方法等
1 介護予防講座 【介護予防普及啓発事業】	介護予防に関する知識の普及・啓発を行う。	65歳以上の方	計22回 延245人	計18回 延141人	健康運動指導士による介護予防に関する講義と実技を、保健センターにおいて実施した。
2 介護予防手帳 【介護予防普及啓発事業】	各介護予防事業利用者の介護予防事業の実施の記録などを記入し、対象者本人の自覚を促し、要介護状態にならないよう、運動、食事、口腔機能改善などの自発的行動につなげる。	介護予防事業の対象者等	10冊	30冊	介護予防事業利用者等に交付した。
3 男性の料理教室地域の会 (わいわい親和会) 【地域介護予防活動支援事業】	地域介護予防活動支援事業として、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を行う。	男性の健康料理教室を卒業した方	4回 43人	4回 45人	保健センター実施の男性の健康料理教室卒業者等による自主グループへのスキルアップの調理実習を支援した。その実習をもとに、会員は市の介護予防事業に協力し、地域での介護予防の普及に努めた。
4 お達者くらぶ 【介護予防普及啓発事業】	介護予防に関する知識の普及、啓発に努め、主体的な健康増進を目指す。	65歳以上の方	計44回 延277人	お達者くらぶ 計40回 延 323人	お達者くらぶは保健センターにおいて、1コースにつき月2回、保健師や看護師・歯科衛生士等が講師となり、体操やゲームなど介護予防のための教室を週1回実施した。
5 健康教育	生活習慣病の予防や介護予防に関する正しい知識の普及を行うことにより、健康の保持増進を図る。	65歳以上の方	3回 48人	0回 0人	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を講師として地区会館などで実施する。

令和5年度介護予防事業実績

事業名	事業目的	対象者	実績	令和4年度実績	実施方法等
6 健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を図る。	65歳以上の方	127回 625人	116回 536人	保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等を相談員として保健センターで実施した。
7 訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族等に対して、保健師等が訪問してその健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの方の心身機能の低下の防止と、健康の保持増進を図る。	65歳以上の方	実 0人 延 0人	実 0人 延 0人	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問し、療養方法・機能訓練方法・看護方法等の指導を実施。
8 元気はつらつクラブ 【介護予防普及啓発事業】	要支援・要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とする。	65歳以上で要支援・要介護認定を受けておられない方（必要に応じて要支援・要介護認定のある方も参加可能。）	延105人 9回	延72人 8回	65歳以上のかたを対象に広報紙にて募集し、保健センターにおいて、運動や栄養、口腔、認知症予防等についての講義や実技を健康運動指導士等が実施した。

令和5年度 予防接種事業 実績

予防接種名	実施時期	実施方法	対象者	対象者数 ①(人)	接種者数 ②(人)	接種率 ②/①	備考
1 ヒブ	通年	個別	生後2か月～5歳未満	1,492	1,503	100.7%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
2 小児用肺炎球菌	通年	個別	生後2か月～5歳未満	1,492	1,501	100.6%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
3 不活化ポリオ	通年	個別	1期初回:生後3か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90 か月未満	—	0	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
4 4種混合(ジフテリア・百日 せき・破傷風・不活化ポリ	通年	個別	1期初回:生後3か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90 か月未満	1,503	1,554	103.4%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
5 DPT(ジフテリア・百日せ き・破傷風)	通年	個別	1期初回:生後3か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90 か月未満	—	0	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
6 DT2期 (ジフテリア・破傷風)	通年	個別	11歳～13歳未満	586	444	75.8%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
7 BCG	通年	個別	1歳未満	374	373	99.7%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
8 日本脳炎:1期	通年	個別	1期初回:生後6か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後6か月以上経過した生後 90か月未満	1,223	1,197	97.9%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
9 日本脳炎:2期	通年	個別	9～13歳未満	547	545	99.6%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
10 日本脳炎:特例措置	通年	個別	平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方 で、1期と2期合わせて計4回を接種していない方	—	34	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
11 麻しん風しん:1期	通年	個別	1歳～2歳未満	370	365	98.6%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
12 麻しん風しん:2期	通年	個別	5歳～7歳未満で小学校就学の前年度(年長児)	446	418	93.7%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞

令和5年度 予防接種事業 実績

予防接種名	実施時期	実施方法	対象者	対象者数 ①(人)	接種者数 ②(人)	接種率 ②/①	備考
13 水痘	通年	個別	1歳～3歳未満	761	705	92.6%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
14 B型肝炎	通年	個別	1歳未満	1,122	1,117	99.6%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
15 子宮頸がん予防	通年	個別	小学6年生～高校1年生相当の女子	807	383	47.5%	藤井寺市内医療機関で接種。 ＜定期接種＞
16 子宮頸がん予防:キャッチアップ	通年	個別	平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの女子で、3回接種が完了していない者	—	397	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
17 インフルエンザ	10～1月	個別	65歳以上 60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器などに障害のある方	18,030	10,518	58.3%	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市内医療機関で接種した。 生活保護世帯の方を除き、1人1回1,000円の自己負担で実施した。 ＜定期接種＞
18 高齢者肺炎球菌	通年	個別	1) 定期接種対象者 ① 65～100歳の5歳刻みの方で過去に接種していない方 ② 60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器などに障害のある方 2) 任意接種対象者: 70歳以上 (過去5年以内に接種していない方)	—	420	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 定期接種者の生活保護世帯の方を除き、1人1回4,100円の自己負担で実施した。 ＜定期接種・任意接種＞
19 風しん	通年	個別	妊娠を希望する女性とその配偶者、又は妊婦の配偶者	—	33	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜任意接種＞
20 骨髄移植等後再接種費用助成	通年	個別	骨髄移植等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと判断された20歳未満の者	—	0	—	かかりつけ医療機関で接種する。 ＜任意接種＞
21 風しん第5期	通年	個別	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	—	22	—	実施機関にクーポン券を持参し、抗体検査及び抗体価が基準以下の場合ワクチンを接種する。 ＜定期接種＞
22 ロタ	通年	個別	ロタリックス: 生後6週から生後24週まで ロタテック: 生後6週から生後32週まで	748	1・2回目 742 3回目(ロタテック) 60	99.2%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
23 新型コロナ	通年	個別・集団	生後6か月以上の者	—	24,940	—	藤井寺市内医療機関、市民総合体育館で接種した。 ＜臨時接種＞

令和5年度 その他保健事業 実績

事業名	事業目的	対象者	実績	令和4年度実績	実施方法等
1 ふじいでら健康チャレンジ (健康マイレージ事業)	市民の健康に関する意識の向上及び主体的な健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸並びに健康の保持増進及び推進を図る。	—	408人	492人	がん検診及び特定健診受診、市主催及び後援の講座などへの参加、個人の健康目標達成によりポイントを付与し、規定のポイントを集めた方全員に参加賞を渡し、その中から抽選で記念品を進呈した。
2 運動・スポーツ習慣化促進事業 (新規事業)	生活習慣病に起因する疾患の重症化予防として、健康無関心層に適切な運動習慣を身に着け、健康寿命の延伸につなげる。	—	運動機能チェック会 207人 運動教室 102人	—	広報への記事記載やホームページ、SNSで事業周知。 市内医療機関等でチラシやポスター配架と参加勧奨を行う。 健康チェックイベントで得られた参加者のデータをもとに、健康スポーツ医からそれぞれに合わせた運動処方を作成。用意する運動教室等に参加し、運動の習慣化につなげる。 また、観光ウォーキング(デジタルスタンプラリー)をメニューに加えることで、楽しみながら運動習慣につなげる仕掛けとした。 さらに、運動資源マップを作成して市内の運動資源を「見える化」することで、本事業終了後の運動教室参加者に、継続して運動に取り組むための情報を提供すると同時に、地域のスポーツを通じた健康づくりを推進。
3 食育の啓発	食育について正しい知識を身につけ健康の保持増進を図る。	—	—	—	市役所1階ロビーの階段蹴込み部分を利用して、「糖質の取りすぎに注意」「朝ごはんの大切さ」の掲示などを行い、食育の啓発を実施した。 朝食のリーフレットを作成し、市内小学校5年生に配布した。 ホームページや広報紙に食育の記事等を掲載した。
4 健康に関する啓発	禁煙による健康増進、熱中症予防等健康に関する啓発を実施することで、市民の健康に関する意識の向上を図る。	—	—	—	禁煙による健康増進を図るため、広報への記事記載やリーフレットを棚に設置するなどして、たばこの害について啓発活動を実施した。 熱中症予防の啓発として市役所正面に懸垂幕、庁内放送、公共施設にポスター掲示を実施した。
5 がん患者ウィッグ等購入費補助金	がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、がん患者の治療及び社会参加の両立を図る。	—	21人 (196,000円)	9人 (81,000円)	広報への記事記載やホームページで制度周知。 ウィッグ又は乳房補正具を購入した方に対して、その費用の一部を補助。
6 骨髄等移植ドナー支援補助金 (新規事業)	骨髄・末梢血幹細胞移植の普及及びドナー登録の促進を目的として、骨髄または末梢血幹細胞の移植のための通院、入院などに伴う経済的な負担の軽減を図る。	—	1人 (140,000円)	—	広報への記事記載やホームページで制度周知。 公益財団法人日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供したドナーに対して補助金を支給。

案件（２）

令和６年度 保健事業計画(案)について

- I. 母子保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15～18
- II. 健康増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P19～22
- III. 予防接種事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23～24
- IV. その他保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25

令和6年度 母子保健事業 計画(案)

◎母子保健事業… 目的:母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医務その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。(母子保健法 第1条)

1. 健康診査(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
1 妊婦健康診査	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血やその他の合併疾患のチェックを行い、流産、死産、未熟児出生等を予防する。	妊婦	延 5,100人	母子健康手帳発行時に妊婦健康診査受診券を交付し、医療機関、助産院により実施する。
2 妊婦歯科健康診査	妊娠中は体調や生活習慣の変化で、歯周疾患に罹患しやすくなるため、歯科健康診査を行い、予防や早期発見・早期治療を図る。	妊婦	170人	母子健康手帳発行時に妊婦歯科健康診査票を交付し、市内の委託歯科医療機関により実施する。
3 産婦健康診査	出産病院等において、産後2週間と1か月の2回、問診・診察・エジンバラ産後うつ病問診票等を行い、産後うつの予防、新生児への虐待予防等を図る。	産婦	延 740人	母子健康手帳発行時に産婦健康診査受診券を交付し、医療機関、助産院により実施する。
4 乳児一般健康診査	乳児の疾病予防、早期発見を行うとともに乳児の健康の保持増進を図る。	1歳未満の乳児	370人	母子健康手帳発行時に受診票を交付し、委託医療機関により実施する。
5 乳児後期健康診査	乳児の疾病予防、早期発見を行うとともに乳児の健康の保持増進を図る。	9か月～1歳未満の乳児	370人	4か月児健康診査時に受診票を交付し、委託医療機関で実施する。
6 4か月児健康診査	4か月児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて乳児の健全育成を図る。	4か月児	390人	保健センターにおいて、問診、身体測定、内科診察、保健指導等を実施する。
7 1歳6か月児健康診査	1歳6か月児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	1歳6か月児	390人	保健センターにおいて、問診、身体測定、内科診察、歯科診察、保健指導及び必要な児に対し心理・栄養相談を実施する。
8 2歳6か月児歯科健康診査	う蝕の急増期である2歳6か月児及びその保護者に対し、う蝕等の歯科疾患の予防を図る。	2歳6か月児	390人	保健センターにおいて、歯科診察、保健指導等を実施する。
9 3歳6か月児健康診査	3歳6か月児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	3歳6か月児	390人	保健センターにおいて、問診、身体測定、尿検査、内科診察、歯科診察、視力・聴覚アンケート、屈折検査、保健指導及び必要な児に対し心理・栄養相談を実施する。
10 経過観察健康診査	乳幼児健康診査、相談等において必要と認められた乳幼児に対して疾病の早期発見及び健全な育成を図る。	経過観察が必要と認められた乳幼児	すくすく健診 12回 ふれあい相談 計101回	各種乳幼児健診や相談等において、要経過観察と判断された乳幼児に対し実施する。 すくすく健診…問診、身体測定、内科診察、保健指導、栄養指導等 ふれあい相談…問診、心理相談、保健指導
11 新生児聴覚検査	出産病院等において聴覚スクリーニング検査を行い、難聴児の早期発見・早期支援を図る。	生後1か月未満の乳児	400人	母子健康手帳発行時に新生児聴覚検査受検票を交付し、委託医療機関により実施する。
12 5歳児健康診査 (新規事業)	5歳児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	5歳児	440人	保健センターにおいて、問診、身体測定、内科診察、保健指導及び必要な児に対し心理・栄養相談を実施する。

令和6年度 母子保健事業 計画(案)

2. 教室(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
1 マタニティ教室 プレママ・プレパパ教室	沐浴や助産師への相談等を通して親としての意識を高め、母子の健全育成を図る。	妊婦及びその配偶者・家族	土曜日 4回 平日 6回	個別での沐浴実習の実施と講義形式での妊娠中の保健、乳児の育児方法等の相談、妊婦体験の実施を保健師・助産師が保健センターで実施する。
2 赤ちゃんルーム	早期からの子育て支援を実施し、母親の育児不安の軽減、地域での孤立化を防止する。 また身近な相談の窓口となるよう、様々な母子サービスの情報を提供する。	7か月未満の児とその保護者	6回	市役所、保健センターにおいて、子育て世代包括支援センター助産師等が、育児情報の提供、相談、身体測定、グループワーク等を実施する。
3 キッズくらぶ	教室参加を通して保護者の育児不安や育児負担などを軽減し、母子の健全育成を図る。	1歳6か月児健康診査において、保護者が育児上の困難感を感じている親子等	5回×2コース 計10回	保健センターにおいて、親子遊びのほか保健指導や相談等を実施する。
4 赤ちゃんクッキング	離乳食の正しい知識を普及し、保護者の育児不安の解消と乳児の健全育成を図る。	生後4～6か月児の保護者	6回	離乳食のすすめ方等の講義、調理実習、相談等を管理栄養士が実施する。
5 幼児クッキング	幼児期からの調理体験を通して食への関心を高めることにより、食育推進を図る。	就学前2年間にあたる幼児とその保護者	3回	食生活についての講義、調理実習、栄養に関する紙芝居を管理栄養士が実施する。
6 親子クッキング	学童期から正しい食習慣を身につけることにより、健康の保持増進を図る。	小学生とその保護者	5回	小学生とその保護者にバランスのとれた食事の取り方の指導及び調理実習を管理栄養士が実施する。
7 地域子育て支援事業	地域での子育てを支援する。	乳幼児とその保護者	1回	地域において、子育て支援に関する保健指導を保健師、管理栄養士、歯科衛生士が実施する。

令和6年度 母子保健事業 計画(案)

3. 保健指導・その他(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
1 妊産婦・乳幼児保健指導	子育てをめぐる環境の変化に対応しつつ、育児不安の解消等の生活支援を行い、母子の健全育成を図る。	妊産婦・乳幼児とその家族	面接・電話 延4,550人 訪問 延1,300人 (こんにちは赤ちゃん事業・産前産後サポート事業等を含む)	支援が必要な妊産婦及び乳幼児とその家族に対し、保健師・助産師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士が面接・電話・訪問による保健指導等を実施する。
2 こんにちは赤ちゃん事業	乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。	生後4か月頃までの乳児のいる家庭	360戸	生後4か月頃までの乳児がいる全ての家庭に対し、保健師・看護師による訪問指導を実施する。
3 産前産後サポート事業	妊産婦が家庭や地域で孤立することを予防し、出産前後や子育てに関する相談支援を行い、子育て支援に関する不安や悩みを軽減し、妊産婦を支援する。	妊産婦	訪問 150人	助産師による産前産後訪問や定例での個別・集団子育て相談を実施。本事業に含まれるマタニティ教室・赤ちゃんクッキング・キッズくらぶ・赤ちゃんルームでの助産師・保育士等の育児相談事業は、各事業欄参照
4 産後ケア事業	退院後、支援が必要な母子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートを行い、産後うつ予防や母乳育児の推進、子育て支援に関する不安や悩みを軽減するなど、安心して子育てができる支援体制の確保を図る。	産婦・乳児	ショートステイ デイサービス 訪問ケア 50泊 10日 60件	ショートステイやデイサービスを大阪府助産師会・富田林病院・大阪母子医療センター・PL病院・はびきの医療センター・阪南中央病院・浜田病院に委託し実施。また訪問ケアについては、助産師に委託し、産後1年以内の間実施する。
5 乳幼児健康診査未受診児対応	未受診児の早期把握と児の安全確認を行うことにより、虐待予防及び早期発見・早期対応を図る。	4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査を未受診の乳幼児	50人	「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」に基づき実施。児の現認ができない場合は処遇検討会議を実施後、児童虐待担当課へ協力要請・通告する。
6 乳幼児口腔衛生管理業務(新規事業)	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児歯科健診受診者全員に保健指導、フッ素塗布を行い、う蝕等の歯科疾患の予防を図る。	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児歯科健診受診者全員	720人	市内の委託歯科医療機関において、保健指導、フッ素塗布を実施する。
7 母子健康手帳	妊婦に母子健康手帳を交付し、母子の健全育成を図る。 また、助産師もしくは保健師が交付時面接することで、妊婦の不安軽減、ハイリスク者の早期発見を図る。	妊婦	420人	交付時、助産師もしくは保健師による全数面接を実施する。
8 利用者支援事業 (こども家庭センター型) ※名称変更	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談支援を行い、必要に応じて支援プランを策定し、関係機関と連携して包括的な支援事業を実施する。	妊産婦・乳幼児とその家族	1か所	妊産婦および乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じて必要な情報提供・助言・保健指導を行い、支援プランを策定して、保健医療又は福祉・子育て支援の関係機関との連絡調整を図ることで、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、子育て世帯の安心感を醸成する。

令和6年度 母子保健事業 計画(案)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
9 出産・子育て応援事業	妊婦や特に0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊産婦に対し、経済的支援を一体として実施する。	妊産婦・乳幼児とその家族	出産応援分 450人 子育て応援分 400人	①伴走型相談支援:妊娠届出時の面接、妊娠後期のアンケート、出生連絡票提出時の面接、出産後のこんにちは赤ちゃん事業等の家庭訪問等、妊産婦やその家庭が安心して出産・子育てできるように寄り添った相談を行う。 ②経済的支援:「出産応援ギフト」妊娠届出書提出時の面接終了後、申請書を渡す。 「子育て応援ギフト」出生後の家庭訪問終了後、申請書を渡す。 ※ギフトは、ベビー服の購入や産後ケアなど、赤ちゃんや妊産婦の方のために使用してもらう。
10 産婦人科・小児科オンライン相談事業	既存の対面を前提としたサポートだけでは届かない不安、孤立感を抱えた家庭が増加している中で、気軽に産婦人科医、小児科医、助産師に相談できる体制構築により、産後うつ重症化や、孤立化、虐待予防を図る。	妊産婦や0歳から15歳未満の子どもとその保護者	—	妊娠期や子育て期の不安解消のため、気軽に産婦人科医、小児科医、助産師に相談できるようアプリやSNSを活用した相談体制の構築を図るとともに、子育て世帯向けの医療・健康情報の配信を行う。

令和6年度 健康増進事業 計画(案)

◎健康増進事業… 目的:国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。(健康増進法 第1条)

1. 健康診査(健康増進事業)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	計画数等	実施方法等
1 住民健康診査	糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした特定健康診査の内容に加え、住民健康診査の内容を補助的に実施することで、壮年期からの健康についての認識と自覚を高める。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の特定健康診査の対象者、及び後期高齢者医療健康診査対象者	—	9,000人 実施期間 5～3月	血液検査(貧血・腎機能・炎症反応・肝機能・膵機能等)、尿検査、心電図検査等を藤井寺・羽曳野市内の医療機関で実施する。
2 特定健康診査などの対象とならない方の健康診査	特定健康診査などを受診することが出来ない方に、特定健康診査と住民健康診査を合わせた内容の健康診査を実施することで、壮年期からの健康についての認識と自覚を高める。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の市民で、特定健康診査の対象者とならない方 1) 生活保護受給者 2) 医療保険者の変更等で特定健康診査を今年度中に受診できない方	1)1,017人	75人 実施期間 5～3月 1)の方 70人 2)の方 5人	特定健康診査及び住民健康診査と同程度の内容を藤井寺・羽曳野市内の医療機関で実施する。
3 特定健康診査非対象者に対する保健指導	対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立て、目標に沿った生活が継続できることを目指す。	健診結果から、生活習慣の改善が必要と判断された方	—	2人	対象者が生活習慣の改善点に気付き、自ら目標を設定・行動できるよう面接による支援や事後の評価等を実施する。
4 肝炎ウイルス検診	肝炎による健康被害を回避する。	40歳の市民で、肝炎ウイルス検査をしたことがない方	—	5人 実施期間 5～3月	HBS抗原・HCV抗体検査(血液検査)を行う。また、この検査の結果、中力価・低力価の者のみHCV抗原検査・HCV核酸増幅検査を行う。藤井寺市内の医療機関で実施する。

令和6年度 健康増進事業 計画(案)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	計画数等	実施方法等
5 胃がん検診 【変更】	胃がんの早期発見を図る。	50歳以上(当該年度に50歳到達者を含む)の市民 2年に1回	31,670人	集団 1,220人 個別(レントゲン) 80人 個別(内視鏡) 250人 実施期間 4～3月	胃部レントゲン撮影:保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて実施。集団の休日検診は、年2回実施する。 一部負担金¥500。 今年度対象外で前年度未受診の方も、検診実施場所と期間を限定し、受診可能とする。 胃内視鏡検査:藤井寺市内医療機関で実施する。 一部負担金¥2,000円。
6 子宮がん検診	子宮がんの早期発見を図る。	20歳以上(当該年度に20歳到達者を含む)の市民(女性) 2年に1回	27,847人	集団 90人 個別 1571人 実施期間 4～3月	保健センター・藤井寺市内医療機関・大阪がん循環器病予防センターにおいて問診・視診・頸部細胞診・内診を実施する。必要な方には、体部細胞診を実施する。 一部負担金¥500。 今年度対象外で前年度未受診の方も、検診実施場所と期間を限定し、受診可能とする。
7 乳がん検診	乳がんの早期発見を図る。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の市民(女性) 2年に1回	21,467人	集団 1,232人 個別 126人 実施期間 4～3月	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて問診・マンモグラフィを実施する。集団の休日検診は、年2回実施する。 一部負担金¥500。 今年度対象外で前年度未受診の方も、検診実施場所と期間を限定し、受診可能とする。
8 肺がん・結核住民検診	肺がん及び結核の早期発見を図る。	肺がん:40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の市民 結核:65歳以上(当該年度に65歳到達者を含む)の市民	39,777人	集団 2,550人 個別 165人 実施期間 4～3月	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・胸部X線撮影・喀痰細胞診(必要な方に限る)を実施する。集団の休日検診は年2回実施する。 肺がん:一部負担金¥200(喀痰細胞診¥500)。 結核:一部負担金なし。
9 大腸がん検診	大腸がんの早期発見を図る。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の市民	39,777人	集団 2,750人 個別 160人 実施期間 4～3月	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて問診・潜血反応検査(2日法)を実施する。集団の休日検診は、年2回実施する。 一部負担金¥300。
10 がん検診推進事業	子宮頸がん・乳がんの各検診の受診率の向上を図る。	子宮頸がん:R6.4.1で20歳の女性の市民 乳がん :R6.4.1で40歳の女性の市民	子宮頸がん 356人 乳がん 327人	子宮頸がん 48人 乳がん 88人 実施期間 4～3月	対象者にクーポン券を郵送し、契約医療機関・保健センターで実施する。未受診者へは再勧奨通知を行う。
	がん検診重点受診勧奨対象者の受診率の向上を図る。	昭和38年生まれの市民	749人	140人	対象者に郵送で個別勧奨し、未受診者へは再勧奨通知を行う。

令和6年度 健康増進事業 計画(案)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	計画数等	実施方法等
11 成人歯科健康診査	歯周疾患やう蝕の早期発見を行い、進行抑制及び口腔の健康を図る。	20、25、30、35歳、40歳～50歳及び55、60、65、70歳の市民	15,026人	1,500人 実施期間 通年	市内の委託歯科医療機関で問診、保健指導、未処置歯の有無、歯周疾患検査等を実施する。
後期高齢者医療歯科健康診査の対象とならない方の歯科健康診査	歯周疾患やう蝕の早期発見を行い、進行抑制及び高齢期の口腔の健康を図る。	75歳以上の市民で、生活保護を受給されている方	487人	10人	市内の委託歯科医療機関で問診、保健指導、未処置歯の有無、歯周疾患検査等を実施する。
12 在宅訪問歯科事業	家庭において疾病等で通院できない市民に訪問歯科健診及び診療を行う。	40歳以上の市民で、疾病等で通院できない方	—	1人 実施期間 通年	歯科医師・歯科衛生士が訪問健診及び診療を実施する。
13 在宅障害者健康管理事業	在宅の障害者の健康の保持増進を図る。	15歳～40歳未満の在宅重度障害者で所定の要件に該当する方	120人	在宅障害者 20人 訪問健康診査 1人 実施期間 5～3月	藤井寺市内の医療機関において、重度障害者の方の健康診査を実施する。
14 乳房超音波検査費用助成事業 【変更】	乳がんの早期発見を図る。	40歳以上の市民で、市の乳がん検診を受けることが困難な方	—	2人	医療機関で乳房超音波検査を保険対象外で受診された方に費用の一部助成を実施する
15 骨粗鬆症検診	骨粗鬆症の要指導・要医療者を発見し、将来の寝たきり等を予防する。	当該年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる女性の市民	2,996人	200人	保健センターにおいて、骨密度測定、要指導・要医療者への保健指導を実施する。

令和6年度 健康増進事業 計画(案)

2. 教室・相談・その他(健康増進事業)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
1 健康教育	生活習慣病の予防その他、健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らでつくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。	40～64歳の方又はその家族	集団健康教育 35回	管理栄養士、保健師、歯科衛生士等を講師として保健センター等で実施する。
2 自主活動支援	健康教室修了者が健康づくりのために行うグループ活動について、会の継続に必要な支援を行う。	健康教室の修了者のグループ	自主活動支援 1回	保健師、管理栄養士が相談や情報提供を行い、支援する。
3 健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を図る。	40～64歳の方又はその家族	総合健康相談 100回 重点健康相談 50回	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を相談員として市役所健康課で通年実施する。
4 訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの方の心身機能の低下の防止と、健康の保持増進を図る。	40～64歳の方で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる方	延人員 80人	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問し、療養方法・機能訓練方法・看護方法等の指導を実施する。

令和6年度 予防接種事業 計画(案)

予防接種名	実施時期	実施方法	対象者	対象者数 (人)	備考
1 ヒブ	通年	個別	生後2か月～5歳未満	566人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 接種開始時年齢によって、合計接種回数が異なる。 ＜定期接種＞
2 小児用肺炎球菌	通年	個別	生後2か月～5歳未満	1,459人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 接種開始時年齢によって、合計接種回数が異なる。 ＜定期接種＞
3 不活化ポリオ	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した 生後90か月未満	—	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
4 5種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) 【追加】	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90か月未満	1,035人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
5 4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90か月未満	566人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
6 DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風)	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90か月未満	—	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
7 DT2期(ジフテリア・破傷風)	通年	個別	11歳～13歳未満	589人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
8 BCG	通年	個別	1歳未満	361人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
9 日本脳炎:1期	通年	個別	1期初回:生後6か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後6か月以上経過した生後90か月未満	1,210人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
10 日本脳炎:2期	通年	個別	9～13歳未満	518人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
11 日本脳炎:特例措置	通年	個別	平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方で、1期と2期 合わせて計4回を接種していない方	—	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
12 麻しん風しん:1期	通年	個別	1歳～2歳未満	376人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
13 麻しん風しん:2期	通年	個別	5歳～7歳未満で小学校就学の前年度(年長児)	418人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞

令和6年度 予防接種事業 計画(案)

予防接種名	実施時期	実施方法	対象者	対象者数 (人)	備考
14 水痘	通年	個別	1～2歳	773人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
15 B型肝炎	通年	個別	1歳未満	1,083人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
16 子宮頸がん予防	通年	個別	小学6年生～高校1年生相当の女子	828人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
17 子宮頸がん予防:キャッチアップ	通年	個別	平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれ的女子で、3回接種が完了していない者	2,800人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
18 インフルエンザ	10月～1月	個別	65歳以上 60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能などに障害のある方	11,621人	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市内医療機関で接種する。 生活保護世帯の方を除き、1人1回1,000円の自己負担で実施する。 ＜定期接種＞
19 高齢者肺炎球菌 【変更】	通年	個別	定期接種対象者 ① 接種当日に満65歳の方 ② 60～64歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能などに障害のある方	180人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 定期接種者の生活保護世帯の方を除き、1人1回4,100円の自己負担で実施する。 ＜定期接種＞
20 風しん	通年	個別	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性	353人	実施機関にクーポン券を持参し、抗体検査及び抗体価が基準以下の場合ワクチンを接種する。 ＜定期接種＞
			妊娠を希望する女性とその配偶者、又は妊婦の同居家族	—	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜任意接種＞
21 骨髄移植患者等定期予防接種ワクチン再接種	通年	個別	1) 骨髄移植等により、法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者 2) 再接種日において、20歳未満の者	—	償還払いのみで対応。 ＜任意接種＞
22 ロタ	通年	個別	ロタリックス: 生後6週から生後24週まで ロタテック: 生後6週から生後32週まで	722人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
23 新型コロナ 【変更】	10月～1月	個別	65歳以上 60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能などに障害ある方	8,937人	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市内医療機関で接種する。 生活保護世帯の方を除き、1人1回3,000円の自己負担で実施する。 ＜定期接種＞

令和6年度 その他保健事業 計画(案)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
1 ふじいでら健康チャレンジ (健康マイレージ事業)	市民の健康に関する意識の向上及び主体的な健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸並びに健康の保持及び推進を図る。	—	700人	がん検診又は、特定健診受診、市主催及び後援等の講座等への参加、個人の健康目標達成により、ポイントを付与し、規定のポイントを集めた方抽選で記念品を進呈する。
2 運動・スポーツ習慣化促進事業	生活習慣病に起因する疾患の重症化予防として、健康無関心層に適切な運動習慣を身に着け、健康寿命の延伸につなげる。	—	健康チェック 250人 運動教室 100人	健康チェックイベントで得られた参加者のデータをもとに、健康スポーツ医からそれぞれに合わせた運動処方を作成。用意する運動教室等に参加し、運動の習慣化につなげる。
3 食育の啓発	食について正しい知識を身につけ健康の保持増進を図る。	—	—	ホームページ、広報紙など様々な媒体を用いて啓発。 市役所1階ロビーの階段蹴込み部分を利用して、食育の啓発。
4 健康に関する啓発	禁煙による健康増進、熱中症予防等健康に関する啓発を実施することで、市民の健康に関する意識の向上を図る。	—	—	市役所1階ロビーの階段蹴込み部分を利用して、禁煙による健康増進の啓発。 熱中症予防の啓発として市役所正面に懸垂幕、庁内放送を実施する。
5 がん患者ウィッグ等購入費補助金	がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、がん患者の治療及び社会参加の両立を図る。	—	30人	広報への記事記載やホームページで制度周知。 ウィッグ又は乳房補正具を購入した方に対して、その費用の一部を補助。
6 骨髄等移植ドナー支援補助金	骨髄・末梢血幹細胞移植の普及及びドナー登録の促進を目的として、骨髄または末梢血幹細胞の移植のための通院、入院などに伴う経済的な負担の軽減を図る。	—	1人	広報への記事記載やホームページで制度周知。 公益財団法人日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供したドナーに対して補助金を支給。

案件（３）

そ の 他